

図1 被災時住所が岩手県の相談事例 (n=725) (分母は相談者数。以下同じ)

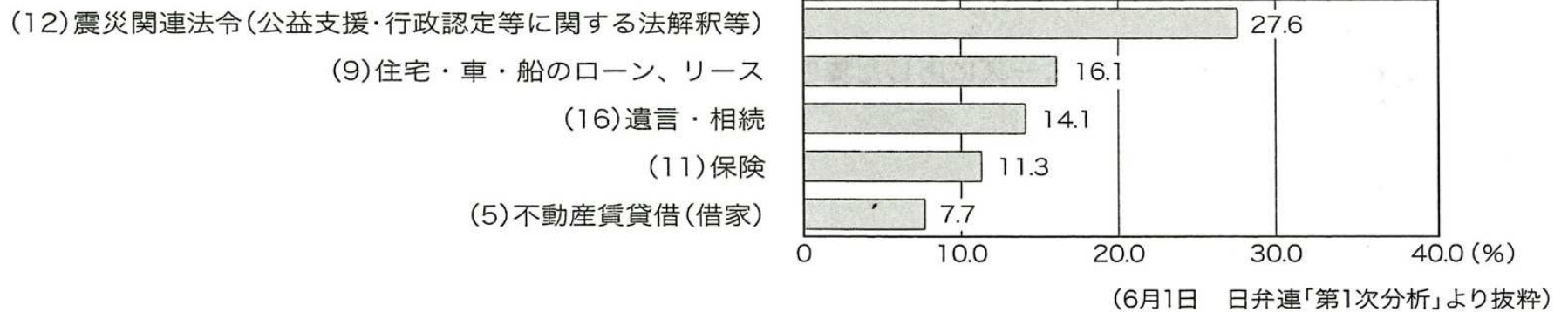


図2 被災時住所が宮城県の相談事例 (n=2892)

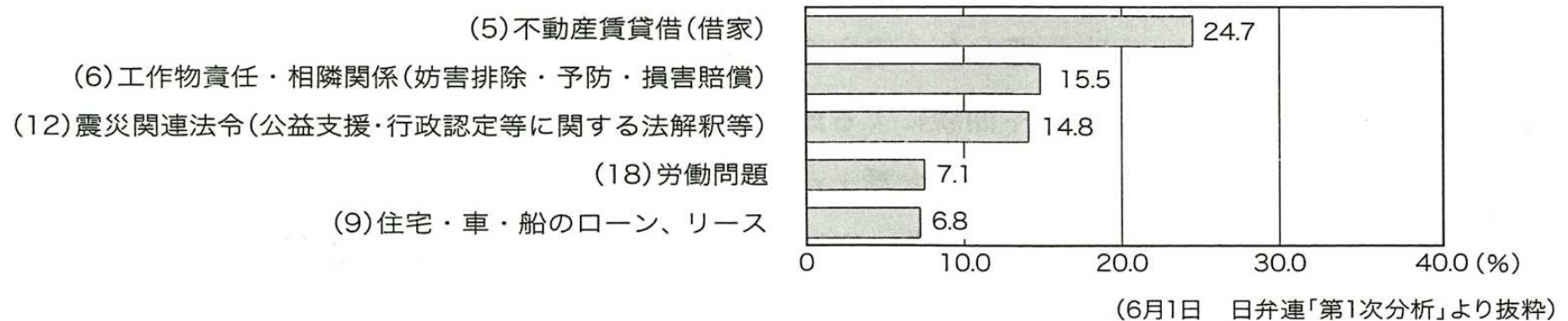
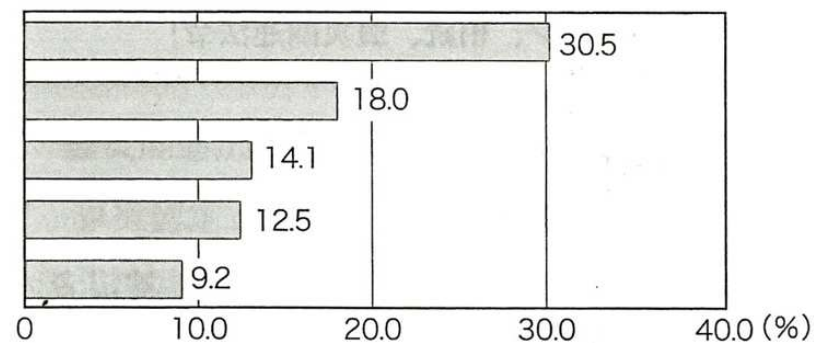


図3 宮城県下避難所相談 (n=926)

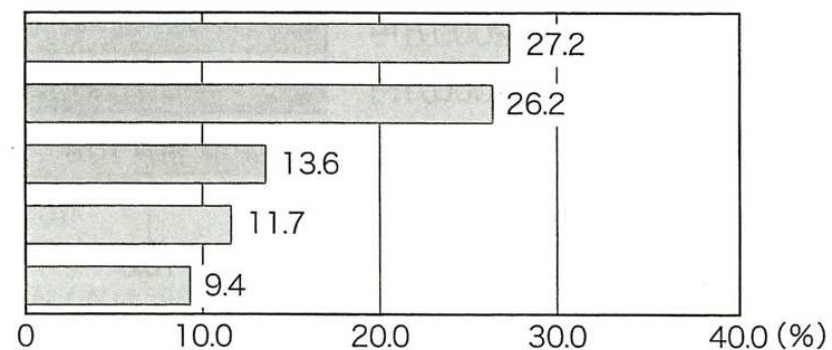
- (12) 震災関連法令(公益支援・行政認定等に関する法解釈等)
- (9) 住宅・車・船のローン、リース
- (1) 不動産所有権(滅失問題含む)
- (16) 遺言・相続
- (5) 不動産賃貸借(借家)



(6月1日 日弁連「第1次分析」より抜粋)

図4 被災時住所が福島県の相談事例 (n=1122)

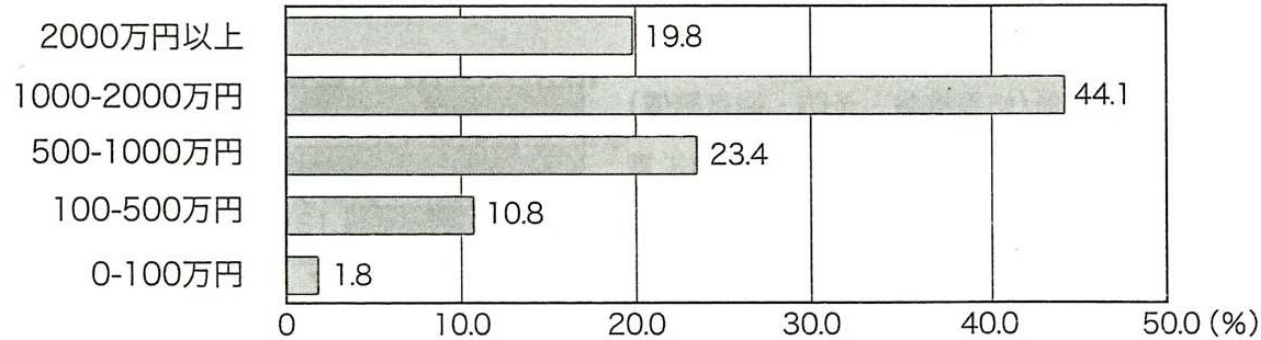
- (6) 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)
- (22) 原子力災害
- (5) 不動産賃貸借(借家)
- (9) 住宅・車・船のローン、リース
- (12) 震災関連法令(公益支援・行政認定等に関する法解釈等)



(6月1日 日弁連「第1次分析」より抜粋)

# 住宅ローン等の債務に関する事例

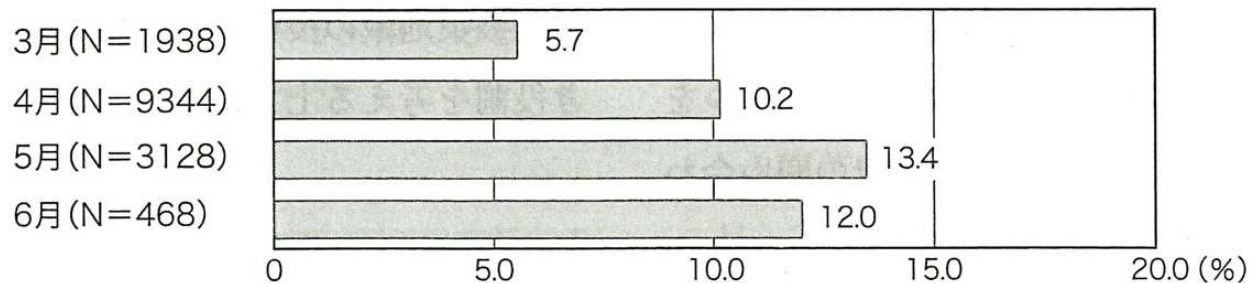
図5 宮城県下避難所相談時の住宅ローン残金額のアンケート結果 (n=111)



注：居所が自宅以外の者で残住宅ローン金額帯について回答があった事例を対象に分析。

# 相続に関する事例

図6 「相続」関連相談の時系列による割合変化 (n=14878)



第一次分析以降、合計14878件(有効回答数)にまで集約された相談事例のうち、「相続」関連相談が占める割合を、時系列(月次)でまとめたもの。明らかな増加傾向が見られる。

# 二重ローンなど不合理な債務からの解放について

## 具体例 1

契約機関からの融資により、購入した住居用資産、わずか 3 時間後に津波に襲われ、家は跡形もなく流されてしまった。自宅はなく、多額なローンのみがのこる。また、被災者生活再建支援法の支給を申請したが、未だ引越しが完了していないので、生活の拠点と認められず申請を拒否されている。

## 具体例 2

32歳従業員11名の建設業を営む男性。年収300万円、まだ小学生2人と1歳の子供を含む5人家族。2600万円の自宅を新築してから3ヶ月。35年返済の予定で2回返済をした所で被災して自宅が流された。移動できず、借金して車を購入。現在、実母の県営住宅で被災した妹家族と12人で身を寄せ合っている。仮設住宅に申し込んだが、見通しはない。

## 具体例 3

**30代半ばの男性. 住居が津波で完全に流出した. 築2年しかたっており、ローンは2,000万円ほど残っている. できることなら再築したい. しかし、二重ローンを払っていきけるか躊躇している. 何とかローンの減免や利子の軽減、長期分割をしてほしい.**

## 具体例 4

**住宅ローンで買った家は流され、車2台のローンも残っている. 仕事上車は必要で、元に戻すためには「六重」ローンになる.**

## 二重ローン等不合理な債務からの解放について

- I 東日本大震災の発生
- II 日弁連の取り組み—法律相談から制度提言を
- III 被災地自治体からの切なる訴え
- IV 「東日本大震災復興支援緊急措置法案骨子(案)」
- V 提案の背景—被災者に夢や希望を与える政策を
- VI 政府への働きかけと今後の展開

# 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

## 1. 目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

## 2. 債務整理の準則

- (1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。
- (2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。
- (3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。
- (4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。



### 3. 対象となり得る債務者

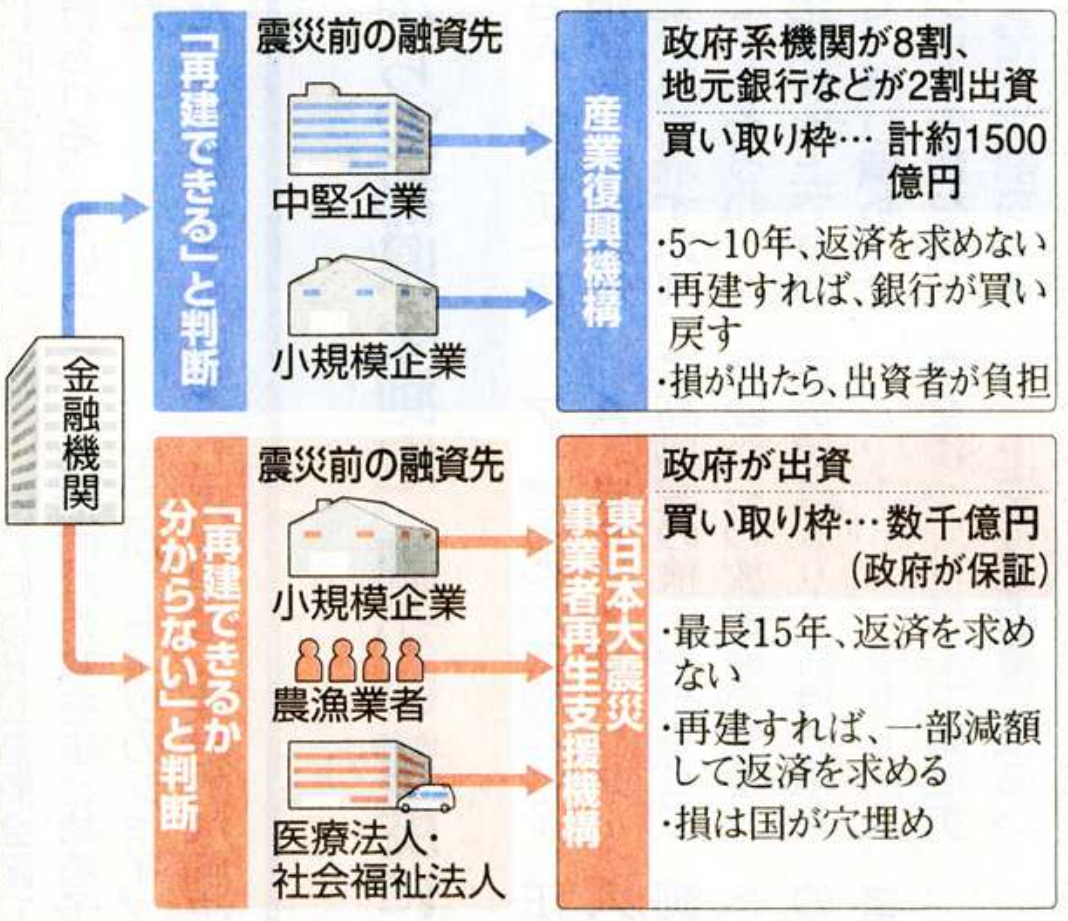
次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

- (1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。
- (3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。
- (4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
- (5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
- (6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
- (7) 破産法第 252 条第 1 項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

#### 4. 第三者機関

- (1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。
- (2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。
- (3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。
  - ① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
  - ② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
  - ③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
  - ④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援(債権者の意向確認を含む。)
  - ⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
  - ⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援(債権者間の調整を含む。)
  - ⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
  - ⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

「債権買い取り」による救済の仕組み



**産業復興機構**

政府系機関が8割、  
地元銀行などが2割出資  
買い取り枠… 計約1500  
億円

- ・5～10年、返済を求めない
- ・再建すれば、銀行が買い戻す
- ・損が出たら、出資者が負担

**東日本大震災事業者再生支援機構**

政府が出資  
買い取り枠… 数千億円  
(政府が保証)

- ・最長15年、返済を求めない
- ・再建すれば、一部減額して返済を求める
- ・損は国が穴埋め

被災の中小企業・農漁業者

債権買い取り 数千億円

東日本大震災で被災した中小企業や農漁業者などに  
対する震災前の融資(貸し出し債権)を、国が金融機  
関から数千億円規模で買い取り、最長15年間返済を猶  
予するなどの支援をすることになった。再建が確実な  
企業を対象にした救済策はすでに決まっているが、こ  
うした条件をなくして幅広く救済できるようにする。

▼5面＝損失に懸念も

民自公が合意へ

過去の災害では、長期  
間の返済猶予などの救済策  
はなかった。法案は今後、  
大災害があった場合の先例  
になる可能性がある。

自民、公明、たちあがれ  
日本、新党改革の野党4党  
が提出している「東日本大  
震災事業者再生支援機構法  
案」が土台となる。この法

案を修正し、20日から始ま  
る臨時国会で成立させるこ  
とで、民主党と自民、公明  
両党の実務者が18日一致し  
た。20日にも正式合意し、  
11月中の成立を目指す。  
法案では、国がお金を出  
して「再生支援機構」をつ  
く。この機構が、銀行や  
信用金庫、信用組合、農漁  
協などから震災前の貸し出  
し債権を買い取る。

船などを借りていることが  
多いため、融資のほか、  
「リース債権」も買い取る  
債権の対象にする。  
企業が再建できた場合は  
借金を一部減額して返して  
もらう。つぶれたら、返済  
できる余裕がなかったりし  
た場合は、機構が損をかぶ  
る。この損は国が穴埋め  
し、「国民負担」となる。  
返済が滞った借金は、い  
れ「不良債権」になって金  
融機関の経営を悪くする。  
このため、債権買い取りは  
被災地の金融機関を助ける  
ねらいもある。

岩手、宮城、福島は被災  
3県で、返済が滞っている  
事業者の借金は6千億円ほ  
どとみられる。政府は、事  
業をやめた事業者らを除く  
数千億円規模の買い取りが  
申請されるとみている。  
このため、野田政権は機  
構への出資金数百億円を第  
3次補正予算案から年度予  
算案に盛り込む。  
政府・与党はすでに、政

府系の中小企業基盤整備機  
構や地元銀行などが出資す  
る「産業復興機構」を茨城  
県を含めた被災4県につく  
ることを決めている。債権  
を買い取って数年間は借金  
返済を猶予するが、5～10  
年後に返済する計画を出す  
のが条件だ。買い取りの資  
金規模も県ごとに最大50  
0億円にとどまる。  
(大平要、千葉卓朗)

日時 11月12日(土) 無料法律相談：午前11時～午後1時  
シンポジウム：午後1時30分～4時30分  
場所 豊田市福祉センター4階 〔豊田市駅前1-1-1〕



## 被災地の『希望』をどうかなえるか いま、私たちができること

東日本大震災からの復興計画や課題がすこしずつ明らかになってきた今、被災地の外にいる私たちが被災地の希望をかなえるためにどう行動したらよいか、「希望学」という新たな学問の研究で教壇者から若手職員石市に通ってこられた東京大学教授の宇野重規さんをお迎えし、自身も津波に遭遇しながら被災者支援のために奔走している仙台弁護士会の前田弁護士の報告もまじえながら、一緒に考えたいと思います。

シンポジウム 〔出席費・定員20名〕  
午後1時30分～午後4時30分

講師：宇野重規氏 東京大学教授  
前田拓馬氏 弁護士(仙台弁護士会)

無料法律相談 〔先着順・要予約・おひとり30分〕  
午前11時～午後1時

地方の弁護士が得意分野の相談にのみいます。  
詳しくは要予約をご覧ください。



主催  
豊田県弁護士会 西三河支部

豊田県弁護士会西三河支部は、豊田中、豊田南、豊田東、豊田北、西三河地区に事務所を置く、弁護士会「平成25年1月1日現在の会費」を徴収しています。  
上記の4市を管する西三河地区の1つで、種子島事務所とともに豊田中、豊田南地区の1部を管轄しています。

### 2011「法の日」記念行事

日時 11月12日(土) 無料法律相談：午前11時～午後1時  
シンポジウム：午後1時30分～4時30分  
場所 豊田市福祉センター4階 〔豊田市駅前1-1-1〕

シンポジウム 午後1時30分～午後4時30分 ■ 出席費〔定員20名〕

#### 『被災地の『希望』をどうかなえるか～いま、私たちができること～』

- 講師：宇野重規氏  
1967年生まれ  
1992年、東京大学法学部卒業  
2000年、東京大学大学院法学政治学専攻修士課程修了。博士(法学)  
2003年、東京大学大学院法学政治学専攻教授  
著：『現代法社会学』、『法と社会』  
編：『法学と現代社会』、『法学と経済学』、『法と政治学』、『法と国際関係』、『法と文化』  
『法律と社会』、『法律と経済学』、『法律と政治学』、『法律と国際関係』、『法律と文化』
- 講師：前田拓馬氏  
弁護士。地方弁護士会所属。中央、地方自治体で勤務。震災後は、被災者に対する支援、被災地での法律相談に携わっている。豊田県弁護士会所属。

無料法律相談 午前11時～午後1時 ■ おひとり30分 ■ 先着順・要予約 〔お電話にてご予約下さい。予約番号・0564-54-9449〕

お電話でのご予約、お問い合わせは、法律専門家に電話で聞いてみることはありませんか？  
予約システムのご利用は、地方の弁護士です。  
電話予約システムは、お電話でご予約いただけます。

- 遺品の相続
- 夫婦の相続
- 家族の相続(両親など)
- 債務の相続
- 消費者問題
- ローン・クレジットの問題

#### 入場無料

◆ 予約・お申し込み  
豊田県弁護士会 西三河支部  
**0564-54-9449**

◆ お問い合わせ先  
会場：豊田県福祉センター1階(豊田市駅前1-1-1)  
受付：9時～17時(お電話受付は、24時間体制)

◆ 会場周辺地図  
豊田県福祉センター1階(豊田市駅前1-1-1) 豊田県福祉センター1階(豊田市駅前1-1-1)

◆ 交通アクセス  
豊田駅より徒歩5分  
豊田駅前バス停より徒歩5分

◆ 駐車場  
豊田県福祉センター1階(豊田市駅前1-1-1) 豊田県福祉センター1階(豊田市駅前1-1-1)

